

佐賀県業務改善サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県産業振興機構佐賀県産業イノベーションセンター所長（以下「所長」という。）は、原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「国の助成金」という。）を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う県内の中小・小規模事業者に予算の範囲内において、佐賀県業務改善サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、この補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）、佐賀県業務改善サポート事業費補助金交付要綱（令和7年4月14日産人第169号佐賀県産業労働部産業人材課長通知。以下「佐賀県要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小・小規模事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和7年4月14日付け厚生労働省発基0409第1号。以下「国助成金交付要綱」という。）第6条第1項の規定による交付決定を受け同第14条の規定により交付額の確定を受けた事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 佐賀県内に事業場を設置している中小・小規模事業者であること。
- (2) 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳等）を適切に整備し、保管していること。
- (3) 国、地方公共団体及び特別の法律により、特別の設置行為をもって設置された法人（その資本金の全部又は大部分が、国又は地方公共団体からの出資による法人をいう。）でないこと。
- (4) 事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人でないこと。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象となる事業、要件、経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、佐賀県内で実施する国の助成金を受けて実施する事業であって、生産性の向上に挑む取組とする。

2 補助対象となる要件、経費及び補助金額は、別表1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、「補助金交付申請書」（以下「申請書」という。）（様式第1号）を令和8年2月10日までに所長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、令和8年2月10日とし、その提出部数は1部とする。

3 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請総括表（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 国の助成金の交付決定通知書の写し
- (4) 国の助成金の交付額確定・支給決定通知書の写し
- (5) 国の助成金の事業実績報告書に添付した事業実績報告書、国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し
- (6) 補助金の振込を希望する銀行通帳の写し
- (7) その他所長が必要と認める書類

- 4 第1項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 5 補助対象者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）法、令、規則、佐賀県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに所長に報告しなければならない。
- （3）前号の規定に基づき、所長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
- （4）補助対象者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- （5）所長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を公益財団法人佐賀県産業振興機構佐賀県産業イノベーションセンターに納付させることができる。
- （6）この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第7条 実績報告書の提出は、第5条の申請書の提出をもって代えるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 所長は、第5条の申請書の内容について適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに額の確定を併せて行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 9 条 補助事業者は、第 8 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助金の交付)

第 10 条 この補助金は、第 8 条による補助金の額が確定し、補助金交付請求書（様式第 5 号）の提出を受けた後に交付する。

(交付決定の取消し)

第 11 条 所長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事由でないときはこの限りではない。

(1) この要綱の規定又は交付決定内容に違反したとき

(2) 補助事業等に関して、虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき

(補助事業者への連絡がとれない場合や、所長（及びその職員）からの依頼に対する不履行等により、事務処理に著しく支障が生じた場合など)

(3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者について第 3 条第 2 項各号及び第 3 項の規定に該当すると判明したとき

(5) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則、佐賀県要綱、この要綱又は所長の命令、処分若しくは指示に違反したとき

(6) 何らかの理由により法人又は個人の事業を継続することができなくなったとき

2 所長は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 所長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 13 条 取得財産等のうち、所長が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときには、所長の承認を受けなければならない。この場合の財産処分承認申請書は、様式第6号のとおりとする。
- 4 前条の規定は、前項の承認をする場合においても準用する。

（補助金の経理）

第14条 補助対象者は、事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

- 第15条 所長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助対象者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。
- 2 所長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、国の助成金の交付状況について、佐賀労働局に対し確認を行うものとする。
 - 3 補助事業者は、前2項に定める所長の調査等に協力しなければならない。

（報告）

- 第16条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに所長に報告するものとする。
- （1）事業者の名称の変更及び住所（所在地）、代表者の変更を行ったとき
 - （2）所長が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

（秘密の保持）

- 第17条 所長は、事業者がこの要綱に従って所長に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。
- 2 この補助金に関する事務に伴い収集した個人情報（個人又は法人に関する情報であって、特定の個人又は法人を識別することができる認められるもの。）は、この補助金に関する業務を行うためのみに利用する。

(その他)

第 18 条 所長は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

	要件	対象経費	補助金額
区分 1	令和 7 年 4 月 1 4 日以降に佐賀労働局に国の助成金の交付申請を行い、令和 8 年 1 月 3 1 日までに交付額確定・支給決定通知書を受けていること。	国の助成金の助成対象経費（国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写し D 欄に記載の経費）	国の助成金の助成率が 5 分の 4 の場合は、対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいて E 欄の経費と F 欄の経費とを比較し、F 欄の経費が低い場合は、F 欄の経費に 4 分の 1 を乗じて得た額。なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
区分 2	同上	同上	国の助成金の助成率が 4 分の 3 の場合は、対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいて E 欄の経費と F 欄の経費とを比較し、F 欄の経費が低い場合は、F 欄の経費に 3 分の 1 を乗じて得た額。なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。